

Title	近・現代沖縄社会の法人類学的研究：法多元主義的視点から
Sub Title	
Author	宮下, 克也(Miyashita, Katsuya)
Publisher	慶應義塾大学大学院社会学研究科
Publication year	2004
Jtitle	慶應義塾大学大学院社会学研究科紀要：社会学心理学教育学：人間と社会の探究 (Studies in sociology, psychology and education : inquiries into humans and societies). No.58 (2004.) ,p.133- 141
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	学事報告：学位授与者氏名及び論文題目：博士
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN0006957X-00000058-0133

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

個別に評価すべき点として、巡礼創造論に関しては、従来の巡礼研究も創造過程に関心を寄せてきたが、西国巡礼や四国遍路など歴史的に古いものの創造過程は史料不足で実態解明が難しく、たとえ現代の巡礼であっても創造過程を考察したことは貴重な業績であると言える。また、巡礼者論は従来は属性の記述に留まり、意味付けや解釈、想像や再創造など個々の内面の深い考察は星野英紀や青木保の業績などわずかであった。しかも、提供された巡礼コースを消費する際の交渉を記述し分析するよりも、ヴィクター・ターナーのコミュニタス論の適用という方向性が強く、現実の巡礼者の多様性が捨象される傾向があった。これに対して、本論文はソシオグラフとして多面的な巡礼者像を描き出して、深みある考察を行うなど巡礼者論に新たな地平を切り開いたと言える。また、現代の主流をなす巡礼ツアーの詳細な分析は本論文を嚆矢としており、今後の展開が期待できる。

但し、本論文にも幾つかの問題点や今後の課題が残されている。第一には巡礼によって個人の苦悩が解消されるという視点が基調となって論旨が展開するが、現代の巡礼を考察する場合には観光や癒しの現象も考察に取り込んで広い視野から巡礼者像を再構築することが要請される。第二には宗教と民俗の相互交渉の場で巡礼を考察するという視点は納得がいくものの、提供側から受容側へという単一の方向性が強調されて、相互の双方向性の動態の考察がやや不十分に感じられる。第三には不動巡礼という概念を立てて、四国遍路や西国巡礼を中心とした従来の研究とは異なる分析枠組を提示しているが、巡礼研究全体を組替えるような一層深みのある研究への展開を期待したい。第四には関東三十六不動霊場の展開を時代の動きとの相互交渉の中で把握し、1980年代から1990年代の変化に対応させて巡礼の言説を分析したり、寺院社会の権力関係の動態の中で考察することが課題として残されている。第五には巡礼者に高齢者が数多く見られることから、社会状況に合わせてのシルバーエイジの動態と巡礼の関係も考慮すべき課題となるであろう。第六には新たな概念の定義や従来の学説の乗り越えなど巡礼研究の理論化への意欲が強く見られるが、「読み替え」や「個人的祝祭」などの概念定義や「巡礼の三段階説」への批判は未だ十分とは言えず、今後の事例研究と理論化の相互照射を通じての精緻化が望まれる。

以上、本論文は問題点と今後の課題を残してはいるものの、長期にわたるフィールドワークに基づいて巡礼と現代について新たな考察を試みた独創的な業績であり、博士（社会学）学位の授与に十分に値するものと判断できる。

博士（社会学）[平成 15 年 10 月 15 日]

甲 第 2180 号 宮下 克也

近・現代沖縄社会の法人類学的研究—法多元主義的視点から—

[論文審査担当者]

主査	慶應義塾大学文学部教授・大学院社会学研究科委員 文学博士	鈴木 正崇
副査	慶應義塾大学名誉教授・國學院大學神道文化学部教授 文学博士	宮家 準
副査	慶應義塾大学文学部教授・大学院社会学研究科委員 教育学修士	宮坂 敬造

内容の要旨

第1章では、研究の目的および視点、そして先行研究を述べている。本研究の主要目的は、一国の内部に複数の法システムが共存していると考える法多元主義的視点で近現代沖縄社会を考察することである。そこで、沖縄の近現代沖縄を社会システムの変動を基準に①琉球処分から土地整理事業まで（旧慣温存期）、②土地地整理事業から第二次世界大戦終戦まで、③米国占領期時代、そして④日本復帰から現代まで、というように時期区分を設定し、この時期区分に沿って分析を行う。また、本研究において公式法は、国民国家において、すべてのあまねく国民に適用される法やその制度を意味し、非公式法は公式法以外の社会を秩序づけるもの、すなわち、「場」から発生する規範、あるいは「場」を秩序づけるもののすべてを意味する。

そして、本研究の具体的目的は、①公式法と非公式法の関係の動態を明らかにし、②「法」や「慣習法」概念の再考を試みること、③民衆による「法」の戦略的実践と「法」の創造の様相を提示し国家法のみを「法」と考える「法集権主義」に対する批判を行うこと、④さらに法多元主義理念の再考である。

第2章「明治期沖縄における「慣習法」の誕生」は、対象時期を琉球処分から明治30年頃までとし、統治者一被統治者という不均衡な権力関係において「内法」と呼ばれる慣習法の誕生過程を考察した。この時期の沖縄は、明治政府による旧慣温存政策のため琉球王国時代のシステムが継続し、A. ギデンズがいう近代の特徴である「脱埋め込み」ができない状態であった。しかしながら、司法、警察、衛生の面において、民衆は王国時代の「官の土地を耕作する奴隷」としての身体から、明治政府にとっての「管理されるべき」身体と変わりつつあった。その過程において、明治政府は、統治の徹底に向けて、明治18年に王国時代の地域の生活規範を成文化するよう命令し、「内法」と呼ばれる条文形式の慣習法が誕生した。

本章では、当時の沖縄本島中部のある共同体のモノグラフ『シマの生活』（佐喜真興英著）と明治政府主導で作成された『内法』とを比較しながら、「成文化されなかった（内法に掲載されなかった）」生活規範に注目した。明治政府は、『内法廃棄部類取調書』において、シマの人々から聞き書きをして刑法などの公式法と生活規範を「摺り合わせ」て、公式法に抵触する「野蛮」な慣習や暴力的制裁を削除してしまったのである。国家による秩序の一本化である。また、作成された「内法」には宗教的規範も掲載されなかった。このことは、M. ボランニーの「我々は語ることができるより多くのことを知ることができる」という暗黙知の概念を利用し考察した。「法」の概念に関して、近代法のエージェントである明治政府と、共同体規範のエージェントである民衆との「法」概念をめぐる認識の不一致が原因だと考えられる。明治政府にとっては、宗教規範は「法」とは認識できず、また、民衆は身体化されてしまった生活規範を、他者から質問されないかぎり自ら言語化することは不可能である。すなわち、両者の間に「法」をめぐるコミュニケーションが成立していなかったため、宗教規範が「法」だと両者とも認知することができなかったのである。

以上のことから、内法が統治政策の一環としての産物であり、政府の取調官とシマ共同体の人とのネゴシエーションの産物であったことがわかる。また、民衆のためのものではなく「明治政府のための内法」であったこと、そして、民衆自身のよる暗黙知的生活規範の自発的な言語化の限界を指摘した。

この時期、沖縄は土地整理事業により私有財産が認められ、資本主義システムが確立した。そして、民衆に対しては同化政策が徹底され始めた、本章の目的は、ナショナルなシステムと旧慣が対立する過程と、逆に旧慣が同化政策などのナショナルなシステムに接合していく過程を女子教育と風俗改良運動を通して考察することである。

近代日本政府は、国民国家建設の過程において福沢諭吉らの言説にあるように文明も持った国民の創造を急務としていた。そして、「国民を産み育てる場」としての「家庭」の必要性が唱えられていた。本章では、当時本土から「野蛮」と表象されていた沖縄において、「純良なる婦人」を作るための模範本『沖縄女鑑』と沖縄女性の模範とされた久場ツル子をめぐる言説を分析し、沖縄の女性が琉球的慣習（入墨、琉装）を脱し国民化していく過程を明らかにした。

また、第2章で言及した「政府のための内法」が「政府と民衆のための内法」に変貌する過程を明らかにした。風俗改良運動において、その担い手である青年団は沖縄民衆が立派な国民になるために学童の就学奨励や納税の推進、野蛮な慣習の禁止を図った。その際に内法に記載されている制裁方法を利用したり、あるいは新たな内法を創造した。当時、沖縄知識人の言説では、同化は沖縄を文明化し発展させるための戦略的方法であり、「日本(ヤマト)」と「沖縄」との対等な位置を構築するためのものであった。つまり、この時期に「明治政府のための内法」が「政府のための、そしてシマの人のための内法」になったのである。沖縄民衆の身体の国民化は、風俗改良運動や国策などの公式法と、それと結びついた内法によってなされてきたのである。また、公式法のエージェントである青年団は、時に旧来の生活規範を実践して「犯罪者」になることもあった。彼らの身体化された規範の無意識の実践が、近代法では犯罪の領域にカテゴライズされるものもあったからだ。青年団は、公式法のエージェントでもあり、同時に政府が犯罪とみなす非公式法のエージェントでもあったことを指摘した。

第4章「近代法の戦術的实践」においては、戦災により焼失した戸籍簿及び土地登記簿を再製する過程において生じたコンフリクトを通して、民衆の近代法の実践の諸相を示した。沖縄の民俗慣行においては位牌と財産は男性によって相続されるとされており、現在も女性の相続は禁止されている。この慣行は、男性優位の明治民法に影響されたものだとして沖縄の知識人は主張してきた（現在も主張している）。しかし、第二次大戦後、明治民法が10年間継続していた沖縄では、女性が明治民法の「家督」概念を戦術的に利用し位牌や財産を相続することに成功した。女性の相続が認められない共同体で、公式法という外部の秩序を戦略的に実践した事例である。

また、親族組織の門中の成員と大宗家との間で、祖先伝来の祠堂が門中の共有財産か大宗家の「家督」であるのかが争点の訴訟が起きた。門中側は、門中を民法上の「権利の能力なき社团」と主張し、大宗家は、門中は「どこまでが成員なのか判断できない。実体のない集団」で成員資格を明確化しなければならない社团法人には適さないと反論した。本件は、本土復帰後、最高裁までいき門中が権利能力なき社团と認定された。その過程で、成員が集い祖先を祭祀する清明祭が「総会」、決定権をもつ長老が「理事」といった具合に、門中は、近代法によって翻訳・再組織化された。

人類学や民俗学においては、近代化によって民俗が消滅するという、「消滅の語り」が存在するが、本章では、民衆の主体性に焦点を当て、民衆が近代法を用いて新たな秩序を創造する過程を示すことができた。

第5章「親族組織の法人化」では、産業化、都市化進んだ本土復帰後の現代沖縄を対象としている。社会構造の変化による人口流動のため、伝統的親族組織・門中の紐帯や機能が弱体化してきた。そこで、

共有財産をめぐる紛争防止、税金対策、財産の効率的運用、事業拡大のために近代法を利用して法人化する門中が登場した。しかし、法人化は、門中に便宜性のみならず変容ももたらした。近代法の男女平等の理念により男系血縁親族組織の門中は、女性に会員資格を開放せざるをえなかった。法人化の結果、門中は不動産事業を展開し巨大な財を築き活動の活性化を促進してきた一方で、かつては男性のみで執行されていた儀礼に女性が参加するようにもなった。しかしながら、儀礼のときに男女の地位に微妙な差異を設ける工夫をしている。

法人化という門中の戦略は、産業化社会の産物である。門中の会員には、ビジネス界で活躍し、会社の設立・運営を日常的に実践している者が多い。彼らはビジネス界と伝統の世界を行き来する「マージナルマン」あるいは「ミドルマン」である。現代社会では、個人は親族や会社や地域といった複数の「場」に所属している。「場」にはそれぞれのプラクティスがある。複数の「場」のプラクティスを繋いでいるのは、マージナルマンである。それゆえ、門中という「場」にビジネスの「場」の法人化という戦略が誕生したのである。

本章では、親族組織の法人化戦略による変容を分析し、さらに現代の人類学においてインフォーマントを「民俗世界」に閉じ込めるのではなく、現代社会に生きるマージナルマンとして捉えるべきであることを指摘した。

第6章「結論」では、まず、法多元主義における公式法と非公式法の二元論の限界を指摘した。法多元主義者グリフィスは、公式法と非公式法の2極を設定し、その極を結ぶ「連続体」において一つの法の性質がそのどちらの極に近いのかという考え方を示した。沖縄の内法は、中国、琉球王国、ヤマトなど複数の法システムの複合体であり、2極では理解不可能である。

また、本論文では、法そのものではなく、法を実践する個人に焦点を合わせてきた。実践という視点から法多元主義を再考してみると、個人は、複数の「場」に所属しており、複数の「場」における実践と知識を持ち合わせている。個人が複数の場のエージェントなのであるから、個人が一つの「場」で何かをする時には二次変数として他の場のプラクティスが影響してくる。法を作ったり、利用したりする人自体が複合的な存在なのである。それゆえ、人々が法を日常的に実践すればするほど、社会は法多元社会となる。あるいは、法複合社会となるのだ。すなわち、法多元社会とは、法が複数並存しているのではなく、複数の場に所属する個人が、意識的・無意識的に自己が身につけた法を戦略的に実践しているために、法が複合化して新たな秩序が生まれる状態を意味するのである。

論文審査要旨

本論文は近代から現代に至る沖縄社会の変動を法人類学に基づいて分析し、あわせてその基本的立場である法多元主義を再検討して、新たな理論化を試みたものである。法多元主義とは「一国内の内部に複数の法システムが共存している状況」を言い、法を国家法のみと見なす法実証主義や、国家法及び法曹、法廷、刑務所などの公式システムのみを唯一の秩序形態とする法集権主義を否定して、流動的で多元的な法のあり方を実態に即して理解しようとする立場で、法人類学の基礎をなす考え方である。

論文の展開は、最初に法多元主義の観点の問題点を整理して法人類学の再構築への構想を提示する(第1章)。次に、近代の沖縄の事例を通して、多様な法の認識のあり方、成文法と慣習法の乖離や擦り合せの変化を分析し、現代との連続と非連続の諸相を明らかにする。近代の事例は、琉球処分から土地整理事業までの旧慣温存期(第2章)と、土地整理事業以後から第二次世界大戦まで(第3章)に分け

て検討し、政府所蔵資料（法務省・内務省・大蔵省）や沖縄県公文書館所蔵資料、および当時の新聞記事や冊子類などを分析対象とする。第二次世界大戦後に関しては、アメリカ占領時代（第4章）と日本復帰から現代まで（第5章）に分けて、歴史史料と訴訟記録や判例を検討し、フィールドワークによる聞き取りと参与観察のデータを合わせて考察する。最後に理論化を図って今後の課題を提示する（第6章）。内容は以下のとおりである。

第1章 研究の目的

第1節 目的と対象

第2節 研究の視点と方法

第3節 先行研究の概観

第4節 論文の構成

第2章 明治期沖縄における「慣習法」の誕生

第1節 目的

第2節 琉球王国から沖縄県へ—旧慣温存

第3節 「内法」の誕生

第4節 慣習法の誕生と暴力の一元化

第5節 慣習法再考

第3章 風俗改良運動と国民化

第1節 目的と研究方法

第2節 土地整理事業と私的所有権の発生

第3節 近代沖縄と文明

第4節 「沖縄女性」像と近代日本

第5節 国民化における内法の役割

第4章 近代法の戦略的实践

第1節 法の生活実践

第2節 米軍統治時代の沖縄

第3節 「伝統」的親族組織門中と明治民法

第4節 近代法の実践の諸相

第5節 民俗慣行から判例へ

第5章 親族組織の法人化

第1節 目的

第2節 親族組織と宗親会論

第3節 調査対象の概況

第4節 法人化の理由と法人化による「しぼり」

第5節 法人化による関係組織の誕生と再編

第6節 法人化という戦略の誕生

第6章 結論

第1節 公式法と非公式法の二元論の限界

第2節 社会的調整の「場」と実践

第3節 今後の課題

第1章では法多元主義に関する先行研究を検討して、本論文の目的と視点を提示する。従来は、国家法や公式法に対置する用語として、慣習法 (custom law)、フォーク・ロー (folk law)、民衆法 (people's law)、固有法 (indigenous law)、非公式法 (unofficial law) などが使用され、法多元主義の実態が考察されてきたが、慣習法などを国家法に対置させる二元論への疑義があり、対置される側の用語の不統一も難点として指摘されてきた。本論文の立場は二元論の乗り越えを意図し、法に関わる諸規範は社会的文脈の中では或る体系を構成するものの一部であり、ミクロな社会過程では相互に絡み合う「連続体」であると主張する立場に立ち、沖縄社会を事例研究として理論の再検討を試みる。方法としては、近・現代沖縄社会を社会システムの変動を基準にして四つの時期に区分し、歴史的流れの中で分析する。本論文の目的は、①公式法と非公式法の関係の動態の解明、②「法」や「慣習法」概念の再検討、③民衆による「法」の戦略的实践と「法」の創造の諸相の提示、④国家法のみを「法」と考える「法集権主義」に対する批判の試み、を通じて法多元主義理念を再考することであるという。公式法とは、国民国家において全国民にあまねく適用される法やその制度を意味し、非公式法は公式法以外の社会を秩序づけるとする。この二つの法の相互関係の考察には、S.F. ムーアが提唱した準自律的社会的場 (semi-autonomous social field) の概念を導入する。この概念は「規則を創り出す能力と、その遵守や強制の手段を備えている場であるが、外からこれを包み込む大きな社会的マトリックスの影響や侵入がある」と定義される。非公式法をこうした「場」を通じて公式法との競合や交渉を行なう中で発生する規範で、「場」を秩序づけるものとなると考えて分析対象とする。

第2章では琉球処分から明治30年頃までを対象として、統治者―被統治者という不均衡な権力関係の中で生成された「内法」と呼ばれる慣習法の誕生過程を考察した。この時期の沖縄は、明治政府の旧慣温存政策によって琉球王国時代のシステムが継続し、A. ギデンズがいう近代の特徴である「脱埋め込み」(社会関係をローカルな脈絡から引き離し、時空間の無限の広がりの中に再構築すること) ができない状態であった。しかし、司法・警察・衛生の面で、民衆は王国時代の「官の土地を耕作する奴隷」としての身体から、政府による「管理されるべき」身体と変わりつつあり、民衆に社会的規律を示して服従させる動きも起こった。政府は明治18年(1885)に王国時代の地域の生活規範を成文化するように命令し、その結果、政府主導による「内法」と呼ばれる条文形式の慣習法が誕生した。但し、「内法」に掲載されない、「成文化されなかった」生活規範もあり、その実態を大正期の沖縄本島中部の民俗誌である佐喜真興英『シマの生活』(1925)や大正から昭和初期の慣習を記した奥野彦太郎『南島村内法』(1953)で検討した。また、「内法」の成立過程を知り得る『内法廃棄部類取調書』に基づいて、政府がシマ(生活共同体)の人々からの聞き書きで収集した生活規範を、刑法などと「摺り合わせ」て、公式法に抵触する「野蛮」な慣習や暴力的制裁を削除した経緯を明らかにして、国家による秩序の一本化の実態を明確化した。史料の検討を通じて、宗教規範も「内法」には未掲載で、政府は宗教規範を「法」とは認識できず、民衆は身体化されていた生活規範たる宗教規範を言語化して「法」と認知し得なかったことも明らかになった。両者の間には「法」についてコミュニケーションの一致が成立していなかったのである。このことを深く追求すれば、M. ポランニーの言う「暗黙知」の問題に遭遇する。暗黙の前提が文字化される必要が生じるのは異質な外部との接触の時であるが、「暗黙知」によって習得してきたことを言

語で他者に伝えることは困難である。言い換えれば「我々は語るができるより多くのことを知ることができる」。つまり近代法のエージェントである明治政府と、共同体規範のエージェント (agent) である民衆との間には、「法」概念をめぐる認識の不一致が生じていたとする。このように、「内法」は統治政策の一環として生成され、政府の取調官とシマ（生活共同体）の人々との交渉の産物であるが、結局は「明治政府のための内法」であって民衆のためのものではなく、民衆の暗黙知である生活規範の自発的な言語化にも限界があったとして、法多元主義の複雑な現実を明らかにした。

第3章では明治30年代から第二次世界大戦までを対象とし、風俗改良運動と国民化の過程を考察した。この時期、沖縄は土地整理事業により地割制が廃止されて私有財産が認められ、資本主義システムが確立すると同時に、民衆に対しては同化政策が徹底され始めた。この中でナショナルなシステムと旧慣が対立したり、逆に旧慣が同化政策などナショナルなものに接合していく動きが生まれ、そのせめぎ合いの過程を女子教育と風俗改良運動を通して考察した。政府は国民国家建設の過程で福沢諭吉等の言説を受け入れて文明を持つ国民の創造を急務とし、「国民を産み育てる場」としての「家庭」の必要性を唱えた。この動きは本土からは「野蛮」と見なされていた沖縄にも波及して、「純良なる婦人」を作るための指南書として『沖縄女鑑』が出版され、久場ツル子が沖縄女性の模範とされた。女性の間には入墨や琉装を廃止するなど琉球的慣習を改める風俗改良運動が展開するが、その言説を見ていくと、「政府のための内法」が「政府と民衆のための内法」という形で受容され、沖縄の人々の国民化が進行したことが明らかになる。当時の沖縄知識人の言説では、同化は沖縄を文明化し発展させる戦略で、「日本」（ヤマト）と「沖縄」との対等な位置を構築する手段とされたが、その過程で「政府のための内法」は「政府のための、そしてシマの人のための内法」に変貌した。沖縄民衆の国民化は、風俗改良運動や国策に連動する公式法と、それと結びついた「内法」によってなされてきた。風俗改良運動の担い手は青年団であり、沖縄民衆が立派な国民になるために学童の就学奨励や納税を推進し、野蛮な慣習の禁止を図って、「内法」に記載されている制裁方法を利用したり、新たな内法を創造する場合もあった。言い換えれば「成文化された内法」と「成文化されなかった内法」は流動的な関係にあった。また、青年団は時には旧来の生活規範を実践して、あえて「犯罪者」になる事態も生じた。彼らに内面化された規範の無意識の実践には、近代法では犯罪の領域に範疇化されても、彼らには慣習とみなされるなど、双方にはズレがあったと言える。青年団は公式法のエージェントであると同時に非公式法のエージェントであり、双方の法の解釈が同じ「場」を共有しつつも相違することを明らかにした。

第4章では第二次世界大戦後のアメリカ統治下の状況を検討し、民衆による近代法の実践の諸相を考察している。論点は多様な法が並存する社会で人々がどれを選択して実践するのかと、日常生活の「生ける法」としての民俗慣行が国家法の手続過程に組み込まれた場合、当事者が過去の慣習や出来事を近代法概念でどのように読み解き再編成するのか、を問う。具体的には、戦災で焼失した戸籍簿及び土地登記簿を再製作する過程で生じた葛藤を通しての実践を考察した。沖縄の父系親族集団の門中では、位牌と財産は男性によって相続される規定で、現在でも女性の相続は禁止されているが、沖縄の知識人はこの慣行は男性優位の明治民法に影響されたものだと主張してきた。しかし、戦後も明治民法が10年間継続していた沖縄で、女性が明治民法の「家督」概念を利用して位牌や財産の相続に成功した事例がある（中央巡回裁判所1951（ワ）第2号）。明治民法は長男子優先主義であったが、嫡出子の男子がない場合は女性の家督相続が可能であった。沖縄の慣行を主張する親族集団に対抗して、公式法という外部の概念を巧みに利用し慣習との差異を戦略的に用いて秩序化を実践したと言える。また、親族組織

の門中の成員と大宗家との間で、祖先伝来の祠堂が門中の共有財産か大宗家の「家督」であるのかを争点とする訴訟が起きた(1957年中央巡回裁判所に提訴)。門中側は、門中を民法上の「権利の能力なき社団」とであると主張し、大宗家は、門中は「どこまでが成員なのか判断できない実体のない集団」で成員資格を明確化する必要がある社団法人には適さないと反論した。本件は、本土復帰後、最高裁で1980年に判決が下され、門中が「権利能力なき社団」と認定された。審理過程では、成員が集まり祖先を祭祀する清明祭が「総会」、決定権をもつ長老が「理事」といったように、門中は近代法の概念で翻訳・再組織化された。エールリッヒのいう「生ける法」としての慣習が成文法たる国家法と接合して新たな生活規範となったと言える。人類学や民俗学では、近代化で民俗が消滅するという、「消滅の語り」が存在するが、本章では民衆の主体性に焦点を当て、民衆が近代の公式法や裁判制度を用いて新たな秩序を創造する過程を示している。

第5章では産業化や都市化が進んだ本土復帰後の現代沖縄社会を対象とする。社会や経済の変化によって人口流動が生じ、社会構造も変動して伝統的な親族組織たる門中の紐帯や機能が弱体化してきた。そこで、共有財産をめぐる紛争を防止し、税金対策、財産の効率的運用、事業拡大のために、近代法を利用して法人化する門中が登場し、不動産の運用等で財産を築き、公益性の高い活動も行なっている。しかし、法人化は、門中に便宜性のみならず変容ももたらした。例えば、中国から渡来した毛国鼎を始祖とする久米国鼎会は社団法人になったが、近代法の男女平等の理念により、「定款」を設定して構成員資格を定めた結果、女性に会員資格を開放せざるをえず、男系血縁の親族組織の変容を迫られた。会長はそれを「しぼり」(拘束)といい、現代と「折り合い」をつけながら組織を運営すると表現している。法人化で門中は不動産事業を展開し巨大な財を築き活動の活性化を促進する一方で、かつては男性のみで執行されていた儀礼に女性が参加するようにもなった。しかしながら、儀礼のときに男女の地位に微妙な差異を設ける工夫をしている。一方、阮國を始祖とする阮氏我華会は女性に門戸を開かなかつたために、法人申請の許可が下りず、1987年に「権利能力なき社団」となり、公益事業よりは門中活動に重点を置いて海外との交流事業などに乗り出している。門中の会員には、ビジネス界で活躍し、会社の設立や運営を日常的に実践している者が多く、ビジネス界と伝統的世界を行き来する。その意味では異なる社会システムの接合で重要な役割を担うエージェントたるミドルマン(middleman)であり、血縁イデオロギーをビジネスの場でも生かそうとする。現代社会では、個人は親族や会社や地域など独自の実践を持つ異質な「場」に同時にかつ多数所属するのであり、「場」を繋ぐ人々は、マージナルマン(marginal man)の性格を帯びる。父系親族集団たる門中は、都市化や人口移動、企業活動の拡大の過程で、個人が親族や親類を人的資源として活用し、操作する方向に転換していく。本章では親族組織の法人化戦略による変容を分析し、現代の人類学ではインフォーマントを「民俗世界」に閉じ込めることなく、現代社会に生きるマージナルマンとして捉えるべきであると主張している。

第6章では本研究の理論的立場である法多元主義について再検討を行なう。第一は、法多元主義の二元的設定の反論であり、グリフィスの公式法と非公式法の二極を設定し、その間を結ぶ「連続体」の中で法の性質が流動的に定まるという考え方を検討する。沖縄の「内法」は二元論では理解不可能であり、中国、琉球、日本(ヤマト)など複数の法システムの複合体で、多元的で重層的であったと見ることが出来るし、その後の近・現代沖縄社会の動きでも同様な解釈が可能であるという。第二は、法そのものよりも、個人の「法の実践」に焦点を合わせて法多元主義を考察することの重要性の認識である。個人は複数の「場」に所属して、各々の「場」の知識を持ちつつ法を実践しており、個人は複数の場のエー

ジェントで、個人が一つの「場」で何かをする時には二次変数として他の場の実践が影響する。法を作り利用する人々が複合的な「場」を生きる存在であれば、人々が法を日常的に実践すればするほど、社会は法多元社会、あるいは法複合社会となる。即ち、法多元社会とは複数の法の並存ではなく、複数の場に所属する個人が、意識的・無意識的に身につけた法を戦略的に実践することで、法が複合化して新たな秩序が生まれる状態を意味するという。第三は、法に限らず暗黙知的な規範を外部の研究者が如何に認識し言語化するかという他者理解の問題が根底にあり、特に現代では個人の所属する「場」が流動化して知識と実践が急速に変化しており、ポスト・モダン人類学はこれに対応する柔軟さを要求されると結論付ける。

本論文は沖縄の近代と現代の社会での「法」をめぐる複雑な知識や実践の交渉・流用・変容の過程を歴史的な経緯を辿りながら考察し、最終的には法人類学の新たな理論化を試みた独創的な業績として高く評価できる。特に、丹念な史料収集に基づいた裁判記録や判例の解釈を取り込んだ多様な法の実践の歴史的变化の考察は克明であったし、沖縄社会の歴史の連続性と非連続性を踏まえた上で、人類学の親族研究を法多元主義と絡めて適用して考察する粘り強い思考は、今後の発展を十分に期待させる。

但し、本論文にも幾つかの問題点や今後の課題が残されている。第一に法多元主義の再考に重点があるために、沖縄の近・現代社会の社会史の観点からみると、史料の読解や解釈に甘さがあり、時代区分の設定も再検討の余地があること、第二に一貫して法の焦点となる女性に関しては、沖縄社会の女性祭祀や社会的位置付けと絡めて、ジェンダーの視点から論じる可能性もあったこと、第三に慣習法の成文化である「内法」は法多元主義の現れでもあるが、沖縄を国内植民地と見るコロニアル言説として読み解く必要もあったこと、第四に沖縄の国民化に果たした明治民法の歴史的役割や新聞・著作物の分析には、出版資本主義による国民の生成(B. アンダーソン)の観点を批判的に適用する可能性もあったこと、第五に沖縄の慣習を日本語として成文化することは異文化の翻訳過程でもあり、口頭伝承を主体とする沖縄での文字の果たす役割という視点も重視されるべきであったこと、第六に事例には知識人や首里を中心とする父系意識を強く持つ人々のものが多く、極めて沖縄本島的な現象を一般化しうるか否かについて再検討する必要があること、第七にアメリカ軍統治下における法の問題をより深く追求して現代の基地問題へと繋げる可能性が考慮されていないこと、第八に親族理論の現代的再生にあたり、単系出自集団を法人格を持つ集団(corporate group)と考えることとの接合性に留意すべきであった、などの点が挙げられる。

以上、今後の課題を残してはいるものの、本論文は法をめぐる複合的価値体系の中で生きている人間の諸相を明らかにし、国民国家の形成に果たす法の役割や、民俗慣行の国家制度への組み込みの戦略と戦術のあり方など、スケールの大きな問題を呼び覚ます重厚な思索に支えられており、日本では蓄積の少ない法人類学に関する独創的な業績として、博士(社会学)学位の授与に値するものと判断できる。